

犯罪の被害にあったとき 家族が逮捕されたとき

被害を受けた側と、疑われた側・その家族。2つの道に分けて、最初にやること、使えるしくみ、期限、相談先を示します

刑法犯の認知件数

774,142

件（前年より4.9%増）

検挙件数

301,055

件（検挙率 38.9%）

検挙人員

200,663

人

図1 令和7年の刑法犯。出典：警察庁「令和7年の犯罪情勢」（令和8年2月）

いちばん先に

- ① 自分と家族の身の安全を確保する
- ② 危険なとき・事件の直後は **110番**
- ③ 服・メッセージ・写真などの証拠を消さない、洗わない
- ④ けがや性被害は、早めに受診する
- ⑤ 家族が逮捕されたら、弁護士会に**当番弁護士**を頼む

この冊子は法律の一般的な解説であり、あなたの事件についての判断ではありません。| 編集・発行：あなたの委員会 2026年9月

あなたの状況は、どれ？

ひとことで

被害を受けた側か、疑われた側・その家族か。立場によって、使うしくみも相談先もまったく違います。

立場	こんなとき	大事なこと	ページ
被害を受けた側	被害にあったばかり	安全、110番、証拠、受診	3
	警察に届けたい・処罰を求めたい	被害届と告訴の違い。親告罪は6か月	4
	捜査や裁判の様子を知りたい	警察の被害者連絡、検察の通知	5
	裁判に関わりたい・賠償を求めたい	被害者参加、損害賠償命令	6
	治療費や生活のお金が心配	犯罪被害給付制度、民事の請求と時効	7
疑われた側・その家族	家族が逮捕された	最長23日の流れ。当番弁護士	8・9
	取調べにどう答えればいいのか	黙秘権。調書に署名する前に確かめる	9
	被害者に謝りたい・示談したい	弁護士を通して	10

2つの道

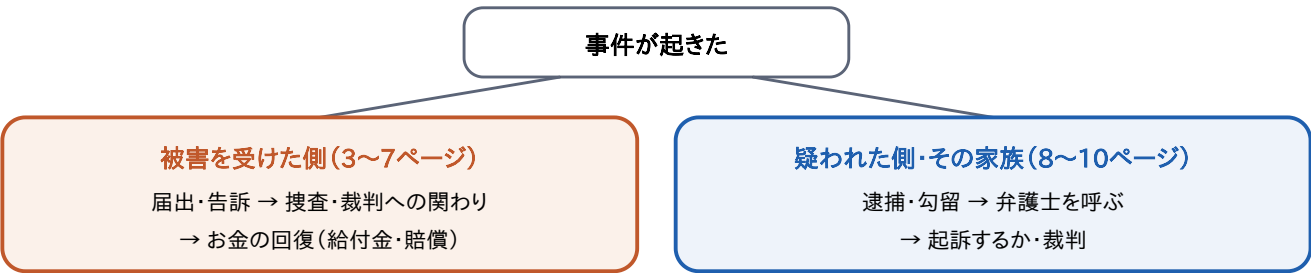


図2 被害を受けた側と、疑われた側。刑事手続では、検察官と被疑者・被告人が向き合う

被害にあったら、まずやること

ひとことで

まず安全。次に110番。証拠は消さずに残し、けがや性被害は早めに受診します。ひとりで抱えず、専門の窓口。

#	やること	中身
1	安全を確保する	相手から離れる。人のいる場所へ。家が危ないときは、警察に相談する
2	110番	いま危ない・事件の直後は110番。急ぎでない相談は、警察相談専用電話 #9110
3	証拠を消さない	服は洗わず袋に入れる。メッセージ・通話履歴・写真・動画は消さない。壊された物は、そのまま写真に撮る
4	受診する	けがは診断書をもらう。性被害は、できるだけ早く（緊急避妊や検査のため）
5	メモする	いつ、どこで、誰に、何をされたか。覚えているうちに

性犯罪・性暴力の被害は

窓口	できること
#8891（はやくワンストップ）	最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる。通話料は無料
#8103（ハートさん）	警察の性犯罪被害相談電話。周りの人からの相談も受け付ける

お金の心配で、受診をためらわないで

警察は、性犯罪の被害者の緊急避妊・初診料・診断書料・検査費用などや、身体犯の被害者の初診料・診断書料などを、公費で負担する制度を運用しています。カウンセリング費用の公費負担もあります。届け出た警察署で確かめてください。

被害届と告訴は、どう違う？

ひとことで

被害届は「こんな被害にあった」という届出。告訴は「犯人を処罰してほしい」という意思を示すもので、法律に定めがあります。

	被害届	告訴
何を伝える	被害の事実	被害の事実と、犯人の処罰を求める意思
根拠	警察の規則（犯罪捜査規範61条）。警察官は受理しなければならない	刑事訴訟法230条（犯罪により害を被った者は、告訴できる）
出し先・方法	警察	書面か口頭で、検察官か司法警察員に（241条）。警察は書類と証拠を検察官に送る（242条）
期限	定めはない（早いほど証拠が残る）	親告罪は、犯人を知った日から6か月（235条）

親告罪：告訴がないと起訴できない罪

- たとえば、名誉毀損・侮辱（刑法232条）、器物損壊（264条）、過失傷害（209条2項）、信書開封・秘密漏示（135条）。
- これらは、告訴がなければ検察官は起訴できない。期限の6か月を過ぎると、告訴できなくなる。
- 強姦・強制わいせつなどの性犯罪は、2017年の刑法改正で親告罪ではなくなった（今の不同意性交等・不同意わいせつも同じ）。告訴がなくても起訴できる。

受け付けてもらえないとき

被害の日時・場所・内容を時系列でまとめた紙と、証拠の一覧を持っていくと伝わりやすくなります。告訴状の作成は、弁護士に頼むこともできます（法テラスの犯罪被害者支援ダイヤル、7ページ）。

捜査の様子を知る:警察と検察の支援

ひとことで

警察には、捜査の状況や犯人の検挙を知らせる「被害者連絡」があります。検察庁には、処分や裁判の結果を知らせる「被害者等通知制度」があります。

警察の支援

しくみ	中身
被害者の手引	刑事手続の流れ、使える制度、相談窓口をまとめた冊子。殺人・傷害・性犯罪などの身体犯や、ひき逃げ・交通死亡事故などの被害者に、原則として渡され、説明がある
被害者連絡	捜査の状況（検挙まで）、被疑者の検挙の状況、逮捕した被疑者の処分の状況を、担当者から知らせる
指定被害者支援要員	あらかじめ指定された警察職員が、病院への付添い、実況見分の立会い、送迎、事情聴取の補助、家族・会社・学校への説明などをする
再被害の防止	要望に応じて、交番などの警察官が訪問・連絡をし、周りをパトロールする

検察庁の支援

しくみ	中身
被害者等通知制度	事件の処分の結果、刑事裁判の結果、刑務所での処遇、出所の時期などを、希望する人に知らせる
被害者支援員	全国の地方検察庁にいる。相談、法廷への付添い、記録の閲覧や証拠品の返還の手助け
被害者ホットライン	地方検察庁の専用電話。被害の相談や、事件の問い合わせ

被害者連絡は、事件の内容や捜査への支障の有無によって、知らせる範囲が変わることがあります。

裁判に関わる:被害者参加と損害賠償命令

ひとことで

重い罪の事件では、被害者も刑事裁判に参加できます。有罪になれば、同じ裁判所に損害賠償を命じてもらう手続も使えます。

被害者参加(刑事訴訟法316条の33～)

- 対象:故意の犯罪で人を死傷させた罪、不同意わいせつ・不同意性交等、逮捕・監禁、略取・誘拐、過失運転致死傷などの罪(316条の33第1項)。
- 裁判所が許すと、公判期日に出席し(316条の34)、検察官に意見を言い(316条の35)、情状について証人に尋問し(316条の36)、被告人に質問し(316条の37)、事実や法律の適用について意見を述べる(316条の38)ことができる。
- お金に余裕のない人は、国の費用で弁護士(被害者参加弁護士)を付けてもらえる。法テラスを通して請求する(犯罪被害者保護法11条)。

参加しない場合でも、被害についての心情などの意見を法廷で述べることができます(刑事訴訟法292条の2)。

損害賠償命令(犯罪被害者保護法24条～)



図3 損害賠償命令の流れ(手数料は2,000円)

対象は、故意の犯罪で人を死傷させた罪や、不同意性交等などの罪(24条1項)。刑事裁判の記録を使えるので、被害者が一から証拠を集める負担が軽くなります。

お金の回復:給付金と損害賠償

ひとことで

国の犯罪被害給付制度と、加害者への損害賠償の請求。2つは別のしくみです。どちらにも期限があります。

犯罪被害給付制度(国から一時金)

項目	中身
対象	故意の犯罪行為で亡くなった人の遺族、重傷病(加療1か月以上かつ入院3日以上など)を負った人、障害が残った人。過失による行為は対象外
種類	遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金
申請	住所地の都道府県公安委員会へ。警察本部・警察署で受け付ける
期限	被害を知った日から2年、または被害が発生した日から7年を過ぎるとできない(支援法10条2項)
注意	親族間の犯罪などは、全部または一部が支給されないことがある。労災保険や損害賠償を受けると、その分が調整される

加害者への損害賠償(民法709条・710条)

請求	期限	いつから
けが・死亡の損害	5年	損害と加害者を知った時から(724条の2)
物・お金・名誉などの損害	3年	損害と加害者を知った時から(724条1号)
どちらも	20年	不法行為の時から(724条2号)

法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714(なくことないよ)

平日9時～21時、土曜9時～17時。IP電話からは 03-6745-5601。支援制度や相談窓口の案内、犯罪被害者支援の経験のある弁護士の紹介、弁護士費用の援助の案内をしています。

家族が逮捕されたら:時間の流れ

ひとことで

逮捕から起訴するかどうかが決まるまで、長いと23日。最初の3日間が、とくに大事です。



警察→検察官へ送る(203条)、検察官→裁判官に勾留を請求(205条)、勾留は請求の日から10日、やむを得ない事由があれば延長、通じて10日まで(208条)。この間に起訴しなければ釈放。

図4 逮捕から起訴までの時間(刑事訴訟法203～208条。図の長さは目安)

段階	何が起きるか
逮捕(～48時間)	警察が取り調べ、留置の必要があれば、身体を拘束した時から48時間以内に検察官に送る(203条)
送検(～24時間)	検察官は受け取ってから24時間以内に、裁判官に勾留を請求するか、釈放する。逮捕から通算72時間まで(205条)
勾留(10日+10日)	裁判官が勾留を認めると、原則10日。延長は通じて10日まで(208条)。内乱などごく一部の罪は、さらに5日まで(208条の2)
起訴・不起訴	検察官が決める。事情によっては、起訴しないこと(起訴猶予)もある(248条)

起訴されると、被告人として裁判を待つ間も勾留が続くことがあります。起訴のあとは保釈を請求できます。

家族が、いますぐできること

#	やること	中身
1	どこにいるかを確認める	逮捕した警察署と、疑われている罪名を聞いて、メモする
2	弁護士会に電話する	逮捕された場所の弁護士会に「当番弁護士をお願いします」と伝える(9ページ)
3	弁護士を選ぶことも	配偶者・親・子・兄弟姉妹は、本人とは別に弁護士を選べる(30条2項)
4	職場や学校への連絡	何をどこまで伝えるかは、弁護士と相談してから

最初の3日間が大事な理由

勾留が決まると、長ければ20日間、身体拘束が続きます。勾留の前に弁護士が本人に会い、取調べへの向き合い方を伝え、必要な事情を検察官や裁判官に示すことができます。

黙秘権と、弁護士を呼ぶこと

ひとことで

言いたくないことは、言わなくてよい。これは憲法の権利です。逮捕されたら、すぐに弁護士を。家族は、弁護士会に電話できます。

黙秘権

- 何人も、自己に不利益な供述を強要されない(憲法38条1項)。取調べの前には、自分の意思に反して供述する必要がないことを告げなければならない(刑事訴訟法198条2項)。
- 調書は読み聞かせてもらい、間違いがあれば直してもらえる。署名・押印は拒める(198条4項・5項)。

弁護士を呼ぶ

しくみ	中身
当番弁護士	弁護士会が運営。逮捕された人は、 無料で1回 、弁護士を呼んで相談できる。本人は警察官などに「当番弁護士を呼んでください」と伝える。家族は、逮捕された場所の弁護士会に電話する
被疑者国選弁護	勾留された人が、貧困などで弁護人を選べないときは、裁判官が国の費用で弁護人を付ける(37条の2)。いまは勾留されたすべての事件が対象。資力の基準は50万円
私選弁護	本人のほか、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹なども、独立して弁護人を選べる(30条)

接見(面会)

弁護人(弁護人になろうとする人を含む)は、警察官の立会いなしに接見できます(39条1項)。家族や友人は、面会できる時間が限られたり、裁判所が接見を禁止したりして、会えないことがあります。そのときも、弁護士を通して様子を知り、伝言を頼めます。

当番弁護士の連絡先は、日本弁護士連合会のウェブサイトの一覧にあります(12ページ)。

刑事裁判のしくみと示談

ひとことで

刑事裁判では、有罪を証明するのは検察官です。被害者は、民事のように自分で証明する当事者ではありません。示談は、処分や刑に影響することがあります。

	刑事(当事者主義)	民事(弁論主義)
当事者	検察官と被告人(弁護人)	原告と被告
証明するのは	検察官。証拠を集めるのは警察・検察	主張する側。自分で証拠を出す
証明できないと	無罪(刑事訴訟法336条)	その主張は認められない
被害者は	当事者ではない。証人、被害者参加人として関わる	原告として、損害を自分で示す

事実の認定は証拠によります(317条)。被告人が自分の無罪を証明する必要はありません。疑いが残るときは有罪にできません。被害者の協力(供述や証拠の提出)は大切ですが、証明の責任は検察官にあります。

示談

- 示談は、加害者が被害を弁償し、被害者と合意すること。検察官は、犯罪後の状況なども考えて、起訴しないことができる(248条)。示談はその事情の一つとして考えられることがある。
- 疑われた側:**被害者に直接連絡すると、脅しや口裏合わせと受け取られるおそれがある。弁護士を通して。
- 被害を受けた側:**示談に応じる義務はない。金額や条件(許すという一文など)の意味を、署名の前に弁護士に確かめる。
- 刑事裁判の中で民事の合意をして、公判調書に記載してもらう手続もある(犯罪被害者保護法19条)。

残すもの・相談で伝えること

ひとことで

被害を受けた側は「何があったか」と「損害」の記録。家族が逮捕された側は「いつ、どこの警察に、何の疑いで」。これがあれば、相談先はすぐ動けます。

立場	残すもの
被害を受けた側	被害の日時・場所・内容のメモ、写真・動画、メッセージや通話履歴、服など、診断書、治療費・交通費の領収書、休んだ日と減った収入、警察の担当者の名前と受理番号
家族が逮捕された側	逮捕の日時、連れて行かれた警察署、疑われている罪名、警察から聞いたこと、頼んだ弁護士の名前と連絡先、差し入れた物

3分で伝える型

1. あなたの立場（被害を受けた本人／家族／逮捕された人の家族）
2. いつ、どこで、何があったか（1～2文で）
3. いまの段階（届出前／捜査中／逮捕・勾留中／起訴された）
4. いちばん困っていること（安全、お金、裁判、会えない、など）

なぜ記録が大事なのか

刑事では証明するのは検察官ですが、その材料の多くは、あなたの記録と記憶です。損害を加害者に請求する民事では、損害を示すのは請求する側です。

後処理は専門家に任せて、あなたは、あなたの生活を。

相談先とリンク



犯罪被害者等施策ホームページ
警察庁
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>



犯罪被害給付制度
警察庁
<https://www.npa.go.jp/higaisya/kyuhu/index.html>



犯罪被害者の方々へ（被害者参加・通知制度）
法務省
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html



損害賠償命令制度・被害者参加制度
法務省
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-4.html



犯罪被害者支援ダイヤル
法テラス
<https://www.houterasu.or.jp/site/higaishashi/en/>



性犯罪・性暴力の相談（#8891）
内閣府男女共同参画局
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html



逮捕されたとき
日本弁護士連合会
https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/gaiyou/arrest.html



当番弁護士連絡先一覧
日本弁護士連合会
https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/keijibengo/kokusen_touban/touban_ichiran.html

困りごとシリーズ 刑事事件（分野の冊子） 犯罪の被害にあったとき・家族が逮捕されたとき | 編集・発行：あなたの委員会 | 2026年9月

統計の出典：警察庁「令和7年の犯罪情勢」（令和8年2月。令和7年の数値は確定値）。条文・リンクは2026年9月26日に確認。

この冊子は法律の一般的な解説であり、あなたの事件についての判断ではありません。